

# 東法連 特定退職金共済制度

従業員のための退職金を  
計画的に準備できます。

優秀な人材の確保、  
定着化に役立ちます。



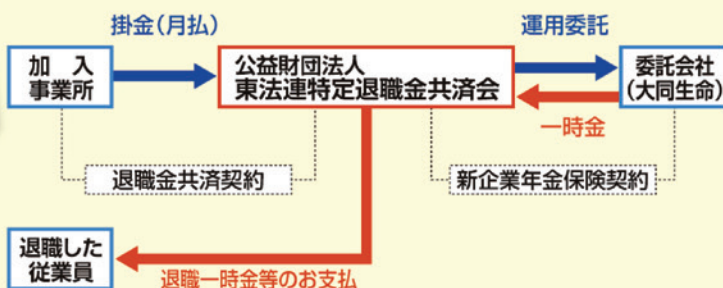
## 特退共制度の

# 5

つの魅力

- ① 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
- ② 掛金は全額損金(または必要経費)に算入できます。
- ③ 過去勤務期間の通算の取扱いを利用できます。(新規加入時のみ)
- ④ 中退共(中小企業退職金共済制度)との重複加入が可能です。
- ⑤ 簡単な手続きで加入いただけます。

## 東法連特退共制度 の仕組み



この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

## 公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約6千社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

資料請求・お問い合わせは

**TTK** 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区坂町13番地4 全法連会館3階  
TEL : 03-3357-1641 FAX : 03-3357-1642  
<http://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp>



古紙配合率100%再生紙  
を使用しています。



いい出会い 地域に根ざす 本郷法人会



## 肴町 長寿庵『そば』

昭和7年創業だが小ざいいな店構え。国内産そば粉を石臼で自家製粉したそばは香り高い。鮮魚や旬菜の酒肴も。

文京区向丘2-29-5 アトラスヒルズ1F ☎03-3811-4813

営業時間：11：45～14：00／17：00～22：00

休 店 日：水・その他不定休

## 五右エ門『豆腐料理』

豆腐料理懐石の名店。白山の通りから入ったところに和風情緒漂う空間が心地よい。季節感溢れるコース料理がメイン。

文京区本駒込1-1-26 ☎03-3812-0900

営業時間：火・金12：00～14：00／17：00～22：00

土・日・祝12：00～20：00

休 店 日：月曜日



## 平成26年度税制改正大綱 …………… 2～3

### CONTENTS

行動する法人会……………	4～5
法人会の活動……………	6～7
税務署だより……………	8
都税事務所だより……………	9
会社の慰安旅行で海外に行きたいけど大丈夫なの？ ……………	10
法人会に入会するとこんなメリットもあります ……	10
セミナー DVD レンタルサービス……………	10
事務局だより……………	11

イラスト：ふるさと画家 上野啓太

引 用：「食の文京ブランド100選 おいしゅうございまっぶ」より

※「食の文京ブランド100選」とは、区内商工団体が中心となって食生活ジャーナリストの岸朝子氏を委員長に「食の文京ブランド選考委員会」を設置。文京区内の優良な飲食店やお土産品店100店を推奨し、区内の地域活性化を図ることを目的としている。

NO. 455

平成26年3月号

# 平成26年度 税制改正大綱

## 中小企業投資促進税制や 交際費課税の拡充など 法人会の改正要望が実現!

政府は、平成25年12月24日に平成26年度税制改正大綱について、閣議決定しました。デフレ脱却・経済再生に向け、中小企業投資促進税制や交際費課税の拡充に加え、民間投資と消費の拡大、地域経済の活性化等のための税制措置などが盛り込まれました。また、復興特別法人税が1年間前倒しで廃止されることがうたわれています。主な内容をお知らせします。

### 法人税関係

#### ■中小企業投資促進税制の拡充

生産性向上につながる設備を取得した場合に、即時償却または税額控除が認められます。

#### ■生産性向上設備投資促進税制の創設

生産性向上設備等を取得して事業の用に供した場合は、特別償却又は税額控除が認められます。平成28年3月末までに取得したものであれば即時償却が認められます。

#### ■交際費課税制度の拡充

大法人は、交際費の額のうち飲食費用の50%について損金として認められることとなります。なお、中小法人については、従来通り800万円までを全額損金算入する方法と、飲食費用の50%を損金算入する方法との選択適用が可能となります。平成26年4月1日以後開始する事業年度から適用となります。

#### ■復興特別法人税の1年前倒し廃止

復興特別法人税が1年間前倒しで終了することとなります。

#### ■所得拡大税制の延長及び要件の緩和

平成25年度の税制改正で創設された所得

拡大税制の適用年度が2年延長され、従来5%以上とされていた給与支給増加割合が、平成27年3月末までに開始する事業年度(平成25年度・平成26年度)については2%以上まで引き下げられ、非常に使いやすくなります(27年度は3%以上)。現在進行中の年度から、改正の影響を受けるので注意が必要です。

#### ■民間企業によるベンチャー投資促進税制の創設

特定新事業開拓投資事業計画について認定を受けたファンドへ投資を行った場合に、その投資額の80%までを準備金として積み立てることで、損金算入が認められます。平成26年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

#### ■国家戦略特別区域における税制優遇措置の創設

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度が創設されます。

### 所得税関係

#### ■給与所得控除の見直し

平成25年分から給与収入が1500万円を

超えた場合は、給与所得控除の金額は245万円が上限となりました。それが、平成28年分は給与収入1200万円を超える場合、給与所得控除は230万円に、平成29年以後は給与収入1000万円を超える場合、給与所得控除は220万円に上限が引き下げられます。

#### ■NISAの利便性向上

1年単位でNISA口座を開設する金融機関の変更が認められるとともに、NISA口座を廃止した場合、翌年以降にNISA口座の再開設が認められます。

#### ■ゴルフ会員権・リゾート会員権等の譲渡損失の損益通産廃止

平成26年4月以降は、ゴルフ会員権・リゾート会員権等を売却した場合の損失を他の所得と通算することが認められなくなります。

## 相続税関係

#### ■医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設

認定医療法人の出資持分を相続又は遺贈により取得した場合、一定の場合に相続税額のうちその認定医療法人の持分に対応する相続税額について、納税猶予が認められます。また、計画通りに持分のない医療法人に移行した際には、その猶予額が免除されます。

認定医療法人について、他の相続人の持分放棄により課税される経済的利益に対する贈与税について、納税猶予を認め、計画通りに持分のない医療法人へ移行が完了すれば、その猶予額が免除されます。なお、認定を受けられる期間は、認定制度の施行の日から3年以内とされています。

## 消費税関係

#### ■簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

簡易課税制度におけるのみなし仕入率が、従来の5種類から6種類に変更になります。のみなし仕入率は、第1種は90%、第2種は80%、第3種は70%、第4種は60%、第5種が50%と従来通りで、新しくできた第6種は40%となります。この改正は、平成27年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。

なお、不動産業は、従来は第5種に分類されていましたが、改正後は第6種事業に分類されることとなります。また、金融保険業は、従来は第4種に分類されていましたが、改正後は第5種に分類されることとなります。

## その他

#### ■車体課税の見直し

- ・自動車重量税  
平成26年4月からエコカー減税が拡充され、経年車に対する課税が強化されます。
- ・自動車取得税  
平成26年4月から自動車取得税の税率が引き下げられます。
- ・自動車税  
環境負荷の大小による自動車税の特例措置(いわゆる自動車税のグリーン化)が拡充のうえ2年延長されます。
- ・軽自動車税  
平成27年4月以後に新規取得される新車について、軽自動車税が引上げられます。  
平成28年4月から経年車重課制度が導入されます。

#### ■国際課税原則の見直し

非居住者・外国法人に対する課税原則が、総合主義から帰属主義へ変更になります。

#### ■地方法人課税の見直し

法人住民税法人税割の税率が引き下げられ、新たに「地方法人税(仮称)」(国税)が創設されます。地方法人特別税(国税)については、規模が縮小され法人事業税に還元されます。「地方法人税」はその全額が地方交付税の原資に繰り入れられ、地域間の税収偏在の是正に充てられます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人  
税理士 飯田 聡一郎  
TEL: 03-5363-5958  
FAX: 03-5363-5449  
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

# 行動する法人会



## 平成26年度税制改正に関する提言

全法連では、平成26年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

### 財務省

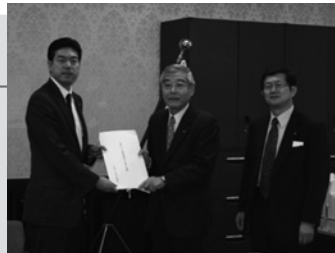
10月25日

財務副大臣

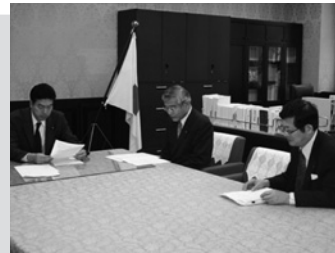
愛知 治郎 氏

主税局長

田中 一穂 氏



左から 愛知財務副大臣、  
柳田税制・税務委員長、  
横山専務理事



右 田中主税局長／左奥から 柳田税制・税務委員長、横山専務理事



### 国税庁

表敬訪問 11月19日

長 官

稲垣 光隆 氏

次 長

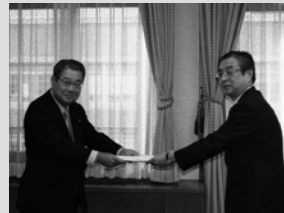
藤田 利彦 氏

課税部長

岡田 則之 氏



奥右から 稲垣長官、藤田次長  
手前右から 横山専務理事、  
池田会長、  
柳田税制・税務委員長



右 稲垣長官  
左 池田会長



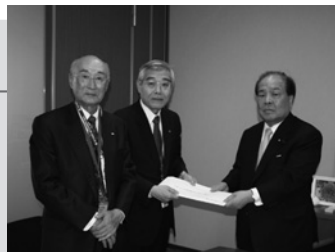
奥左 岡田課税部長  
手前右から 横山専務理事、池田会長、  
柳田税制・税務委員長

### 日本維新の会

11月26日

税制調査会長

片山 虎之助 氏



右から 片山税制調査会長、  
柳田税制・税務委員長、  
長谷川税制・税務副委員長



### 中小企業庁

10月24日

長 官

北川 慎介 氏

事業環境部長

松永 明 氏



右から 北川長官、柳田税制・税務委員長、  
横山専務理事



右 松永事業環境部長  
左奥から 柳田税制・税務委員長、  
横山専務理事



## 自民党

予算・税制に関する  
政策懇談会  
11月6日

財政・金融・証券団体委員長  
**鈴木 馨祐氏**  
石田 真敏氏  
土屋 正忠氏 他



全法連出席者 横山専務理事

## 公明党

税制改正要望等  
ヒアリング  
11月13日

政務調査会長  
**石井 啓一氏**  
税制調査会長  
**斎藤 鉄夫氏**  
上田 勇氏



全法連出席者 柳田税制・税務委員長、  
長谷川税制・税務副委員長、  
横山専務理事

## 民主党

財務金融部門  
税制改正要望ヒアリング  
10月29日

座長  
**前原 誠司氏**  
尾立 源幸氏  
古本 伸一郎氏  
安井 美沙子氏  
鷲尾 英一郎氏 他



全法連出席者 柳田税制・税務委員長、  
長谷川税制・税務副委員長、  
横山専務理事

この他、みんなの党に提言書を持参するとともに、参議院の比例代表選出議員に対し提言書を送付するなどの提言活動を実施しました。

© (公財) 全国法人会総連合

〒160-0002 東京都新宿区坂町13-4  
Tel:03-3357-6681 Fax:03-3357-6682  
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

## 平成26年度税制改正に関する提言（重点項目）

### 1. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方について

#### (1) 社会保障制度のあり方

社会保障は、いかに給付を「重点化・効率化」によって抑制し、同時にどう公費以外の公平で適正な負担を確保していくかが極めて重要である。また、企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないことを求める。

#### (2) 行政改革の徹底

社会保障の安定財源確保と財政健全化のためとは言え、消費税の引き上げが国民に痛みを求める措置であることに変わりはない。国・地方は「先ず隗<sup>かい</sup>よりはじめよ」の精神により自ら身を削る行政・議会の改革が何より重要である。特に、国・地方における議員定数と歳費の削減、および公務員の人員と人件費の削減は急務であると考えらる。

#### (3) 財政健全化に向けて

聖域なき歳出削減が不可欠であり、財政健全化目標達成に向けた具体的方策と工程表を示すこと。

#### (4) 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率の引き上げにあたっては、景気に配慮

すること。また、価格決定のプロセスにおいて立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう、消費税転嫁対策特別措置法以外にも実効性の高い対策をとること。

### 2. 法人税率の引き下げ

#### (1) 法人実効税率20%台の早期実現

#### (2) 軽減税率15%の本則化と適用所得金額を1,600万円程度に引き上げ

### 3. 事業承継税制の拡充

#### (1) 「相続税および贈与税の納税猶予制度」について要件緩和と充実

- ・株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合を100%に引き上げ
- ・5年経過時点で納税猶予を免除する制度に改める
- ・対象会社の拡大

#### (2) 事業用資産を一般財産と切り離した本格的な事業承継税制の創設



女性部会(山中一江部会長)では、昨年12月19日(水)午後6時より湯島天満宮梅香殿で「フラワーアレンジメント教室」を開催しました。毎年、開催を楽しみにしてくださっている会員も多く、会場が手狭



講師の小俣先生

に感じられるほど、盛況な教室となり、39名の参加者でお正月を迎えるお花を楽しくアレンジしました。参加者からの質問に、わかり易く丁寧に教えて下さる小俣先生ですが、毎回参加する方に気を配って頂き、お花の種類は勿論のこと、花器も毎年趣向を凝らしたものをご用意いただいています。お教室の日程がお正月にまだ10日以上もあるのでは…と思われた方もいらっしまったかもしれませんが、松に葉牡丹、その他のお花も元気?に年を越してお正月を迎えました。お花を差し替えていけば、長く目を楽しませてくれます。今後も「フラワーアレンジ



お正月用のお花を熱心のアレンジしていく参加者の皆さん

メント教室」を開催していく予定ですので、ホームページ、広報誌等でご案内いたします。

※女性部会では、今後も会員各位にご参加いただける研修会を企画して行きたいと存じます。女性部会の活動にご興味をお持ちの女性会員を募集しています。どうぞ、お気軽にお問合せください。

☆入会資格:本郷法人会会員で女性の方  
(事務局担当者 野原)

## Reconomy ニューオータニ・施設見学 エコツアーを開催

女性部会(山中一江部会長)と社会貢献研修委員会(星野芳輝委員長)が、Reconomyニューオータニ・施設見学エコツアーを11月13日(水)行った。

同ホテルのエコロジーの第一歩は1964年開業と同時に環境にやさしく安全な水をつくるヒバの受水槽を設置したのが始まりで、それ以降、省エネルギーやリサイクルにも次々に取り組んでいる「グリーンニューオータニ」の循環型リサイクルシステムを視察した。



循環型リサイクルシステムの内部



担当者の説明を興味深く聴く参加者

## 文化シャッター BX ホールに於いて 第4回理事会を開催

第4回理事会が1月24日(金)、午後3時より文化シャッター BX ホールで開催された。理事会は五十嵐正樹総務委員長の司会で始まり、まず、定数報告がされて後、定款により議長に利根川政明会長を選任した。第1号議案「平成26年度事業計画(案)承認の件」・第2号議案「平成26年度予算(案)承認の件」・第3号議案「平成25年度会員増強運動結果報告」・第4号議案「業務執行理事の職務執行状況」・第5号議案「平成26年度新春講演会・新年賀詞交歓会次第



あいさつをする利根川会長

(案)」について審議した結果、いずれも原案通り承認された。

## 平成26年新春講演会・新年賀詞交歓会／本郷間税会と共催で開催 順天堂大学医学部 小林弘幸教授が話す“超一流の健康の極意”

平成26年新春講演会・新年賀詞交歓会が1月24日(金)、午後4時30分より文化シャッター BX ホールに於いて、本郷間税会との共催で開催された。新春講演会は吉田久夫総務副委員長の司会で始まり、松尾紀彦副会長が主催



講師の小林教授が自律神経を整える健康法を説明

者を代表してあいさつを述べた後、繁藤勝源泉部会長が講師紹介をして講演会に入った。

小林教授はスポーツ選手を例に自律神経のバランスをコントロールする方法や自律神経を整えるエクササイズの方法を話され、最後に自律神経を整えることで人生の質を高めることができ、最も重要なキーワードは「ゆっくり早く」そのためには「あきらめる」「明らめる」を忘れないことですと話された。引き続き、同会場に於いて新年賀詞交歓会が行われ、利根川会長が主催者を代表して「関係団体と一致団結して税の普及に尽力して参ります。」とあいさつを述べた後、ご来賓からのご祝辞と来賓紹介が行われた。

## 青年部会活動報告 楽しみながら学べる租税教室を開催

青年部会(佐藤潤一部会長)と女性部会(山中一江部会長)が1月29日(水)、本郷小学校で租税教室を開催した。まず、クラスを4～5名ごとの班に分け続いて、税金クイズを7問出題し、解く中で所々に解答をちりばめながらの授業方法で進めるため、積極的に参加する環



講師  
山中一江女性部会長  
堀英幸青年部副部会長

境ができ、一体感のある授業が進行できるようになった。



講師  
飯村早苗女性部幹事  
山田順一朗青年部幹事

# 税務署だより

## 平成26年度国税専門官募集

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律、経済、会計等の専門知識を駆使し、適正・公平な課税を維持し、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇ 受験資格
  - 1 昭和59年4月2日から平成5年4月1日生まれの者
  - 2 平成5年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
    - (1) 大学を卒業した者及び平成27年3月までに大学を卒業する見込みの者
    - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- ◇ 申込方法 原則インターネット申込みとなります。(人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。)
- ◇ インターネット申込受付期間 平成26年4月1日(火)9時～4月14日(月)[受信有効]
- ◇ 試験日
  - 第1次試験 平成26年6月8日(日)
  - 第2次試験 平成26年7月15日(火)～7月23日(水)のうち指定された日時



※詳細につきましては、お気軽に本郷税務署総務課(03-3811-3171 内線312)までお尋ねください。

## 「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました

(平成26年4月1日以降作成されるものに適用されます)

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。

### 「金銭又は有価証券の受取書」に係る非課税範囲の拡大

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

#### 「金銭又は有価証券の受取書」とは

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

(注) 1 印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となった文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより印紙税の還付を受けることができます。

「領収証」等を取引の相手方に交付している場合でも、過誤納の事実の確認を受けるには、過誤納となった文書の原本を提示する必要がありますので、収入印紙を貼る際には誤りのないようご注意ください。

2 消費税及び地方消費税の金額(以下「消費税額等」といいます。)が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等の金額は「領収証」等に記載された受取金額に含めないこととされています。

○ 還付を受けるための手続など、印紙税についてお分かりにならない点がありましたら、本郷税務署(03-3811-3171)へお尋ねください。

○ 国税庁ホームページでは税に関する情報等を提供しています。税に関する質問についてはタックス・アンサー(よくある税の質問)もご利用ください。【国税庁ホームページ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】

## 本郷税務署での法人事業税・都民税申告書の受付について

千代田都税事務所では、下記のとおり、法人事業税・都民税申告書の出張受付をします。

円滑な実施に向けて皆様のご理解とご協力をお願いします。

### ◆実施場所

本郷税務署庁舎の3階ロビー受付窓口

### ◆平成26年3月の実施日・時間

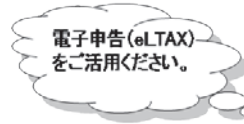
#### ◇実施日

3月申告分：3月31日（月）

#### ◇時間

午前9時30分～午後4時30分まで

屋休み時間（12時～1時）は受付していません。



eL TAXホームページ  
<http://www.eltax.jp/>

（注）出張受付は、平成25年度（平成26年3月31日受付）をもちまして終了いたします。  
今後は、電子申告（eL TAX）をご利用ください。なお、郵送による提出、都税事務所窓口での受付は通常どおりです。（申告書の書き方等詳細については、直接千代田都税事務所にお問い合わせください。）

### ◆受付対象

原則、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税の申告書

法人設立・設置・異動届出書（千代田区・文京区の法人に限ります。）

### ◆留意事項

申告書の付属明細書等への受付印の押印、申告指導、証明、用紙類の交付は行いません。

### ◆お問い合わせ 千代田都税事務所 法人事業税課 法人事業税第二係

TEL (3252) 7141 内線282～285

## 4月から

## 固定資産税にかかる土地・家屋の価格などがご覧になれます（23区内）

◆ **縦覧期間** 平成26年4月1日（火）から6月30日（月）まで（土・日・休日を除く）

◆ **縦覧時間** 午前9時から午後5時まで

◆ **縦覧場所** 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

<縦覧できる方>

平成26年1月1日現在、当該区内に土地・家屋を所有する納税者の方

<縦覧できる内容>

当該区内で課税されている土地・家屋の価格など（縦覧帳簿）



（注）納税通知書は6月2日（月）に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の「本人確認等」を厳格に行っております。詳しくは、ホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

【お問い合わせ】文京都税事務所 固定資産税課 固定資産税係

TEL (3812) 3241 内線311～314

## 会社の慰安旅行で海外に行きたいけど大丈夫なの？

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 野川 悟志

- リサ** 弊社で、福利厚生の一環として従業員を対象に海外旅行を考えています。費用は会社が負担するのですが、税金の面で注意することはありますか。
- サキ先生** 旅行費用を会社が負担すると、所得税のことは気を付けた方がいいですね。
- リサ** 従業員にお金を支払うわけではないのに、所得税が関係するのですか。
- サキ先生** 要するに、給与以外にも従業員の方が受ける利益があれば、給与と同じように所得税が課税されるということです。これを経済的利益といいます。
- リサ** 弊社の旅行も課税されることになるの。
- サキ先生** 何でも課税になるわけではありません。  
会社が、従業員のレクリエーションのために行う旅行の費用を負担することによって、旅行に参加した従業員の方が受ける経済的利益については、旅行の規模、参加割合、負担割合などを総合的に勘案して、実態に即して判断することになります。  
ただ、従業員の方が受ける経済的利益が少額の現物給与は強いて課税しないという少額不追求の趣旨や、旅行期間が4泊5日以内で、全従業員の50%以上が参加しているといった要件を満たしているのであれば、原則として課税しなくても差し支えないとされています。目的地が海外の場合は、目的地での滞在日数が4泊5日以内かどうかになります。  
ところで、今回の旅行の期間、参加割合、負担状況はどのようになっていますか。
- リサ** 旅行期間は3泊4日。参加割合は全従業員ですので100%。費用は15万円で、この内、会社が負担するのは7万円です。
- サキ先生** そうですね。国税庁のタックスアンサーにも解説がありますが、旅行期間、参加割合、少額不追求の趣旨のいずれも満たしていると認められますので、原則として課税されないでしょうね。
- リサ** ホッとしました。
- サキ先生** ただし、注意して欲しい点もあります。  
先程、ご説明した要件を満たしている旅行であっても、自己の都合で旅行に参加しなかった人に金銭を支給する場合には、参加者と不参加者の全員にその不参加者に対して支給する金銭の額に相当する額の給与の支給があったとされますので注意が必要です。



### 筆者紹介



#### 野川 悟志 (のがわ さとし)

1965年生まれ。国税庁課税総括課、同法人課税課、国税局資料調査課、同法人課税課勤務などを経て、東京都品川区で税理士登録。多くの中小企業の財務を見てきた経験を活かして、決算分析から経営の効率化、会計不正や税務調査対策等のコンサルティングを行う。法人会や東京商工会議所等でセミナーも開催。認定経営革新等支援機関、中小企業事業再生マネージャー。公式HPは「税理士野川悟志」で検索。

## 法人会に入会するとこんなメリットもあります

困ったときは『法人会サロン』をご活用ください(無料)です。  
質問・相談をお引受けします。お気軽にどうぞ!!

第1木曜日	・社会保険事務等について	社会保険労務士
第2木曜日	・税について決算・記帳など	東京税理士会本郷支部税理士
第3木曜日	・法律相談	顧問弁護士
第4木曜日	・各種保険について	大同生命・AIU・アフラック

※第2木曜日は電話でのご相談も受付けております  
※午後3時～午後5時 予約制です。電話3812-0595



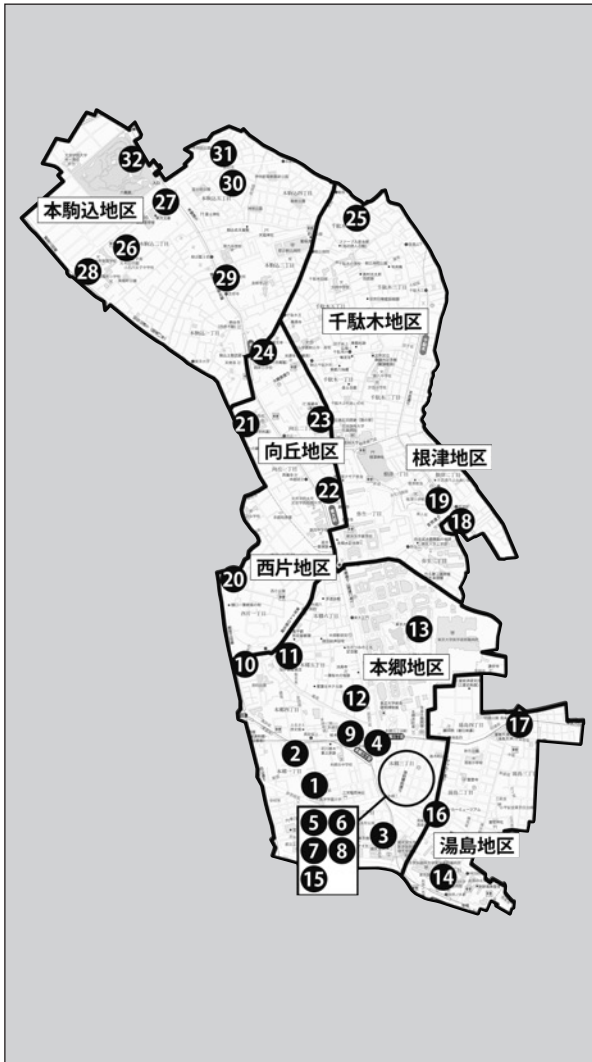
## セミナーDVDレンタルサービスを始めました

■会社や自宅にしながら、インターネットから見たいDVDの予約できます。  
一般経営、税務、人材育成、実務家、ライフスタイルなど、ジャンル別にタイトルを検索できるほか、コンテンツ詳細ページからサンプル動画を視聴できますので、興味あるタイトルが予約できます。

■レンタルお申込み後、ご登録いただいた住所にお届けし、返却は郵便ポストに投函するだけです。

# 事務局だより

## 新会員の紹介



- |  |  |
|--|--|
| ① 本郷一郵便局<br>本郷 1-27-8 3812-9792                  | ⑩ イルマーレ<br>根津 1-1-19-103 6753-9083                 |
| ② (株)アイ・エス・プロパティ<br>本郷 1-28-23 3817-5635         | ⑪ 文京根津郵便局<br>根津 1-17-1 3823-4988                   |
| ③ フローリスト KT<br>本郷 2-19-8-1F 3815-9240            | ⑫ (株)ヤナセ神田支店<br>文京サービスセンター<br>西片 1-17-11 5840-5250 |
| ④ (株)アハ<br>本郷 3-5-2-3F 3813-4616                 | ⑬ 文京白山上郵便局<br>向丘 1-9-16 3812-9892                  |
| ⑤ 社会保険労務士<br>望月由佳事務所<br>本郷 3-22-9-9-2F 5844-3151 | ⑭ 文京向丘郵便局<br>向丘 2-3-8 3812-9812                    |
| ⑥ ダブリュアンドエイ<br>本郷 3-22-11 5840-8308              | ⑮ (医社)真寿会 田代医院<br>向丘 2-20-3-1F 3823-0871           |
| ⑦ 本郷三郵便局<br>本郷 3-25-13 3812-9791                 | ⑯ (有)プランニング 仁<br>向丘 2-37-3-3F 5842-1247            |
| ⑧ (株)オーエムシー広報センター<br>本郷 3-26-1-6F 5804-4551      | ⑰ 文京千駄木四郵便局<br>千駄木 4-6-7 3823-7983                 |
| ⑨ 本郷四郵便局<br>本郷 4-2-5 3812-9844                   | ⑱ 文京グリーンコート<br>郵便局<br>本駒込 2-28-8 5978-3160         |
| ⑩ (株)エイケイスタジオ<br>本郷 4-25-9-202 6801-5985         | ⑳ 本駒込二郵便局<br>本駒込 2-28-29 3944-6729                 |
| ⑪ 本郷五郵便局<br>本郷 5-9-7 3812-9741                   | ㉑ (株)システムズ<br>エンジニアリング<br>本駒込 2-29-24 3946-4993    |
| ⑫ 江田建設(株)<br>本郷 5-22-18 3814-5566                | ㉒ 本駒込郵便局<br>本駒込 3-22-1 3823-4986                   |
| ⑬ 東京大学内郵便局<br>本郷 7-3-1 3812-9966                 | ㉓ ダイセー<br>ホールディングス(株)<br>本駒込 5-28-7 5832-5301      |
| ⑭ 御茶ノ水郵便局<br>湯島 1-5-45 3814-0705                 | ㉔ (有)優美堂<br>本駒込 5-60-18 3828-3497                  |
| ⑮ 湯島二郵便局<br>湯島 2-21-1 3812-6377                  | ㉕ (株)A&M<br>本駒込 6-15-10-1F 5940-7722               |
| ⑯ ライズアップ(株)<br>湯島 3-6-8-2F 5812-4122             |  |
| ⑰ 湯島四郵便局<br>湯島 4-6-11 3815-0328                  |  |

## 私も入会しました

### 我社の一言PR

- 会社名=mr. kanso 御茶ノ水店  
(ミスター カンソ オチャノミズテン)
  - 代表者=三代川 宏
  - 所在地=文京区湯島 2-4-8  
湯島イガラシマンション 1F
  - TEL: 03-6803-0290 FAX: 左同
  - URL: mr-kanso-ochanomizu.on.omisenomikata.jp
- 「缶詰博物館」400種類の缶詰とお酒を楽しめるカフェバー。昼はランチやカフェとして、夜は1人で軽く一杯するも良い仲間と缶詰を楽しむのも良いと使い勝手の良いお店。貸切パーティーも承ります。

### 編集後記

先日、湯島天満宮を参拝しました。境内の庭園はきれいな雪景色。その中に心ホッとする紅白のかわいい小さな梅の花。そして、老若男女問わず様々な想いが綴られた絵馬…。たくさんの方が訪れていました。午年がスタートして、はや3ヶ月目。1年の4分の1が過ぎようとしています。日々の仕事・生活に新年の誓いも忘れてしまいがちの今日この頃です。想いが実現できた方々の笑顔や来月の入学・入社など初々しい姿を想像しつつ、季節が春に変わるこのタイミングで、気持ち新たに新年度をスタートしたいと思います。 埜記

■平成26年3月号 (No.455) 発行所 公益社団法人 本郷法人会 発行人 広報委員長 松下和正  
〒113-0033 文京区本郷3-26-8 数寄屋ビル2階 電話 (3812) 0595 FAX (3815) 2401